

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○危険物の規制に関する細則 昭和41年 7 月18日規則第66号 (危険物の貯蔵又は取扱いに関する命令) 第6条 市長は、法第11条の5第1項又は第2項の規定により政令で定める技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずるときは、危険物貯蔵・取扱基準適合命令書（第10号様式）を交付するものとする。 2 法第11条の5第3項の規定による通知は、基準適合命令実施通知書（第11号様式）により行うものとする。 3 法第11条の5第1項若しくは第2項、第12条第2項、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項若しくは第4項又は第16条の6第1項の規定により市長が命令をした場合の標識は、第11号様式の2によるものとする。 4 省令第7条の5の規定により市長が定める方法は、<u>インターネットの本市のホームページに登載する方法とする。ただし、事故その他特別の事情によりインターネットの本市のホームページに登載することが困難なときその他市長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかの方法とすることができる。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(1) 川崎市公告式条例（昭和25年川崎市条例第28号）第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示する方法</u>	○危険物の規制に関する細則 昭和41年 7 月18日規則第66号 (危険物の貯蔵又は取扱いに関する命令) 第6条 市長は、法第11条の5第1項又は第2項の規定により政令で定める技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずるときは、危険物貯蔵・取扱基準適合命令書（第10号様式）を交付するものとする。 2 法第11条の5第3項の規定による通知は、基準適合命令実施通知書（第11号様式）により行うものとする。 3 法第11条の5第1項若しくは第2項、第12条第2項、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項若しくは第4項又は第16条の6第1項の規定により市長が命令をした場合の標識は、第11号様式の2によるものとする。 4 省令第7条の5の規定により市長が定める方法は、<u>次に掲げる方法とする。</u> <u>(1) 川崎市公告式条例（昭和25年川崎市条例第28号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法</u> <u>(2) 消防局、法第16条の5第1項に規定する貯蔵所等が存する区域を管轄する消防署及び当該消防署に置かれた消防出張所の掲示場に掲示する方法</u> <u>(3) インターネットの本市のホームページに登載する方法</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
(2) 消防局、法第16条の5第1項に規定する貯蔵所等が存する区域を管轄する消防署及び当該消防署に置かれた消防出張所の掲示場に掲示する方法	(新設)